

契約管財局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 電子調達システム運用保守業務委託	情報処理	日本電気(株)	94,978,400	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
2	令和6年度公有財産台帳管理システム運用・保守業務委託	情報処理	(株)ルーク	5,714,500	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	令和6年度 電子入札コアシステム保守業務委託	情報処理	(一財)日本建設情報総合センター	2,722,500	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	契約管財局事務室(大阪産業創造館)庁舎清掃業務委託	建物等清掃	(株)日経サービス	2,031,480	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
5	令和6年度賃貸台帳管理システム運用保守業務委託	情報処理	(株)ルーク	1,980,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

特名理由書

1 案件名称	契約管財局事務室（大阪産業創造館）庁舎清掃業務委託
2 履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
3 根拠条文 （契約方法）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （特名随意契約）
4 特名理由	本案件は、大阪産業創造館の契約管財局事務室（専用部分）の庁舎清掃業務を委託するものである。 同館は、経済戦略局が選定した指定管理者である公益財団法人大阪産業局が管理・運営しており、共用部分の清掃業務を含めた総合ビル管理業務は、当該指定管理者から株式会社日経サービスに再委託（第三者委託）されている。 本案件の受託者を選定するにあたり、共用部分の清掃業務を担う当該事業者以外の者に履行させた場合、専用部分と共用部分という連続性・一体性のある空間を複数の事業者が清掃することとなり、非効率かつ非合理的になる。また、事故発生時の責任の所在が不明確になるなど、同館の円滑な管理・運営に支障をきたすおそれがあることから、専用部分にかかる清掃業務も、共用部分の清掃業務を指定管理者から受託している当該事業者に委託することが適切である。 以上の理由から、本契約は、地方自治法施行令第167の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、当該事業者と随意契約をするものである。
5 契約相手方	株式会社日経サービス
6 所要費用	2,031,480 円（消費税等額を含む）